避難所における生活について

避難所では、動物が苦手な方や動物アレルギーを持っている方など様々な方が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮が必要になります。

そこで、避難所における生活環境を維持し、人もペットも安心して生活するために考慮が必要な ことについて、避難所到着後から時系列でまとめましたので、参考にしてください。

なお、用語や考え方ついては、「人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)」を参考にしているので、そちらも参照してください。

まず、同行避難とは・・・

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行して避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではありません。

避難所におけるペット飼養の基本事項

○飼い主の責任でペットを飼養しましょう。

避難所では、ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められますので、飼い主同士が協力して、責任をもって飼養しましょう。

〇人とペットの生活スペースを分けましょう。

避難所には、ペットが苦手な方やアレルギーをお持ちの方も避難しています。また、ペットの鳴き声や臭いはトラブルの原因になります。人とペットの動線や生活スペースを分けましょう。

※身体障害者補助犬は「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められていますが、アレルギーの方がいる場合などは、調整が必要になります。

〇ペット飼育管理ルールを守りましょう。

各避難所で決められた飼育ルールを守り、他の避難者に配慮して、衛生的な飼育を心掛けましょう。

避難所におけるペット受入れ手順

1 受入れペットの確認

原則、犬・猫などの小型の哺乳類と鳥類を受け入れます。それ以外の特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は、飼養環境を確保することが困難なため、 受入れられません。

その場合、自宅飼養や知人・動物飼育専門家へ預けることを検討してもらいます。

2 避難者とペットの受付

避難者の受付を済ませてから、ペットの受付名簿を記入します。(参考様式1) 受付時は、必要に応じてペットを係留しましょう。

3 ペット所有者の表示

ペットゲージや係留場所付近に所有者名等を表示する。(参考様式2)

4 ペットスペースへ移動する

避難所管理者の指示に従って、ペットスペース(ペットを飼育するための場所)へ移動します。ペットスペースが決まらない場合は、人から離れた場所で、一時的に係留します。 ※身体障害者補助犬は「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められていますが、アレルギーの方がいる場合などは、調整が必要になります。

(ペットスペースに適した場所)(例)

- ○人とペットの動線や居住エリアを分ける (動物が苦手な方やアレルギーを持つ方への配慮のため)
- 〇鳴き声や臭い等の影響が少ない場所(トラブルを避けるため)
- 〇係留できるフェンスや支柱がある(犬の避難者が多いと予想されるため)
- ○給水、炊き出し、車両動線から離れた場所(被災者支援活動の妨げにならないため)
- ○雨風や直射日光をしのげる場所 (ペットの体調管理をしやすくするため) (例 倉庫や軒下、テント、ブルーシートで囲った場所等)
- ○部外者が立入りにくい場所(ペット好きな方が遊んで、咬傷事故を防ぐため)
- ○可能であれば、遊具や手洗い場付近から離す

※被災状況や避難者受入れ状況にあわせて、対応するので、すべてを満たす必要はありませんが、ペットの飼養管理のしやすさやトラブルを同避するために重要です。

(ペットスペースへ収容時のポイント)(例)

○ペットの種類ごとに分けて、仕切りや目隠しをする(視線を遮ることで、ペットが落ち着きやすく、ケンカを防げます)例)係留はリードを短くして段ボールで仕切りを作り、ゲージはタオルで目隠しする。

5 避難所管理者が決めたルールを守り、適正に飼養する。

(ペットの飼養ルール)(例)

- (1)避難所運営本部の指示は必ず守りましょう。
- (2)ペットは決められたスペースで係留するかゲージ等に入れて飼育しましょう。
- (3) 迷子札等を装着し、飼い主が分かるようにしましょう。
- (4) ペットスペースは飼い主の責任で決められた時間に給餌、給水を行い、その都度清掃 をしましょう。
- (5) ペットの健康状態に気を付け、適度なスキンシップをとって、ストレスを溜めないようにしましょう。
- (6)ペットの行動に責任を持ち、危害防止や苦情への対応に努めましょう。
- (7) その他のペットの管理に関することは、飼い主間で話し合い、決めたルールを守りましょう。ルールは、必ず避難所運営本部へ相談してから決めましょう。

6 飼い主が話し合ってペットスペースの詳細な管理ルールや管理 代表者を決める。

管理ルールを決めたら、避難所運営本部へ相談して了承を得てから運用を始めます。 管理代表者とは、ペットスペースの責任を負うものではなく、飼い主たちの意見をまと めて、避難所運営本部へ相談調整し、飼い主たちヘルールの周知をしてもらう方のことで す。

(詳細な管理ルール)(例)

- 〇ペットスペースの清掃体制(個別・当番制)
- ○排泄場所、排泄物及び廃棄物の処理方法 (排泄場所 、集積場所 、袋処理)
- ○給餌、給水、ふれあいの時間や方法(臭いや鳴き声によるトラブルを防止するため) (例 午前7時~午後5時、その都度片づける)
- ○ブラッシング等の手入れの場所 (例 毛が飛散しないで、清掃しやすい屋外の場所)
- ○犬の散歩とマナー

(例 避難者から離れた動線をとおり敷地外に散歩に行く、首輪の緩みを確認しリードを短くする、排泄物は除去し、尿には水をかける 等)

- 〇ペットの世話をしたら必ず手を洗う
- 7 他の避難者へペット飼養を周知する。(参考様式3)

(ペットの安全対策と避難者の事故防止のため)

8 避難所運営本部からの情報を飼い主同士で共有し、ルールを守った適正飼養に努める。

受付 No.

ペット同行避難者用 登録票

入所日	年	月	日	
退所日	年	月	日	

	フリガナ				
氏名					
住所					
緊急連絡先					
被災状況	全壊	・半壊・一部損	壊・ラ	イフライン断	絶
		~° y	ット情幸	段	
ペット種		犬 ・ 猫 その他 ()	品種	
呼び名				毛色	
性別		オス ・ メス		不妊去勢	実施済・未実施
年齢		歳		体重	kg
混合ワクチン		接種済み(年	月)・未接種	
マイクロチップ		あり ()・なし	
犬鑑札		年度	号	犬注射済票	年度 号
かかりつけの動物病院 ()病院・()先生)先生
備 考					
抑止の言葉、	服用	薬、既往歴等の	特記事	項があれば記	入してください。

受付 No.

参考様式 1

ペット同行避難者用 登録票

入所日	平成30年6月17日
退所日	年 月 日

避難者情報					
	フリガ	ナ 17	タ	ロウ	
氏名		利府	*	郎	
住所	利府	町利府字新並	松4	番地	
緊急連絡先	080-16	080-1676-9883、022-767-2119			
被災状況	全壊・	全壊・半壊・一部損壊・ライフライン断絶			
ペット情報					
ペット種		· 猫 - の他()	品種	ゴールデン・レトリーバー
呼び名	F	ドル		毛色	クリーム色
性別	Z	トス・メス		不妊去勢	実施済・未実施
年齢	1	0歳		体重	35 kg
混合ワクチン	合ワクチン 接種済み (平成30年2月)・未接種			重	
マイクロチップ あり (004341987022400)・なし					
犬鑑札	Н	[30年度 18500	号	犬注射済票	H30年度3000号′

犬の場合 のみ記入

かかりつけの動物病院 (**梨ヶ丘**)病院・(**鈴木**)先生

備考

抑止の言葉、服用薬、既往歴等の特記事項があれば記入してください。

- ・待て、ハウス、よし
- ・糖尿病のためインスンリン投薬中

飼い主表示

受付番号	
飼い主氏名	
連絡先	
ペットの名前	
種類	
特徴	人なつこい・警戒心が強い・他人を拒絶する など

避難者のみなさまへ

/A7 24 10 -C\

この避難所では、飼い主の責任のもと、以下の場所でペットを飼養しています。

人とペットが共に災害を乗り越えられるように、適 正な飼養に努めてまいりますので、みなさまの御理解、 御協力をお願いします。

また、ペットも被災のストレスで吠えることがありますので、飼い主以外は近づかないようにお願い致します。

(即 食 場 所)		
	ペット飼い主	